

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長提出1件であり、成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、本委員会付託の請願2種類4件について審査を行い、採択した。

〔法律案の審査〕

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進み、その生活基盤が次の世代に移っている現状にかんがみて、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に限り行っている融資制度を、その子又は孫が利用できるようにすること等を内容とするものである。

本法律案は、6月13日に衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、起草案の趣旨及び内容について宮里委員長から説明を聴取した後、委員長提出を決定し、14日に衆議院本会議において可決の上、本院が受領したものである。

委員会においては、6月17日、衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長代理理事の鈴木宗男君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月23日、池田外務大臣、中西総務庁長官、岡部沖繩開発庁長官から所信を聴取した。また、同日、第135回国会閉会後の1月16日及び17日に実施した沖繩の米軍基地問題及び沖繩振興開発に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月15日、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、在沖米軍基地の整理・縮小、米軍用地強制使用問題、沖繩振興開発、中国の軍事演習をめぐる問題、新石垣空港建設、米海兵隊の民間地域行軍、嘉手納基地及び普天間基地の騒音防止協定、日米安保体制、県道104号越え射撃訓練等について質疑を行った。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖繩開発庁）及び沖繩振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、第3次沖繩振興開発計画への取組、沖繩の振興開発、沖繩都市モノレール事業の採算性、沖繩の農業振興、北方四島との交流事業、北方領土返還の広報活動等

について質疑を行った。

6月18日、池田外務大臣、中西総務庁長官、岡部沖縄開発庁長官の所信に対して、ロシア大統領選挙の動向と北方領土への影響、沖縄の水資源の確保、第3次沖縄振興開発計画に対する政府の取組、在沖米軍基地の整理・縮小問題、沖縄の農業問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月23日(金) (第2回)

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年度沖縄及び北方問題に関する施策について池田外務大臣、中西総務庁長官及び岡部沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年3月15日(金) (第3回)

○在沖米軍基地の整理・縮小に関する件、米軍用地強制使用問題に関する件、沖縄振興開発に関する件、中国の軍事演習をめぐる問題に関する件、新石垣空港建設に関する件、米海兵隊の民間地域行軍に関する件、嘉手納基地及び普天間基地の騒音防止協定に関する件、日米安保体制に関する件、県道104号越え射撃訓練に関する件等について池田外務大臣、岡部沖縄開発庁長官、政府委員、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成8年5月7日(火) (第4回)

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫)について中西総務庁長官及び岡部沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月17日(月) (第5回)

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院沖縄及び北方問題

に関する特別委員長代理鈴木宗男君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第12号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑

反対会派 なし

欠席会派 二院、さき

○平成8年6月18日(火) (第6回)

- 平成8年度沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について池田外務大臣、岡部沖縄開発庁長官、中西総務庁長官、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。
- 請願第38号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日(水) (第7回)

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)

【要旨】

本法律案は、戦後50年が経過し、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進み、その生活基盤も次世代に移行している現状にかんがみ、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に限り行っている漁業その他の事業及び生活に必要な資金の融資制度を、その子又は孫が利用できるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 北方地域旧漁業権者等がその主たる生計を維持している子又は孫のうちから1人を指定した場合に、指定を受けた者が本人に代わって本融資制度を利用できるようにする。
- 2 指定を受けた子又は孫が旧漁業権者等より先に死亡したときには、旧漁業権者等が再び本融資制度を利用できるようにする。
- 3 この法律は、平成8年10月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
12	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	沖縄及び北方問題に関する特別委員長 宮里 松正君 (8.6.13)	8.6.14	8.6.14	8.6.14 (予備)	8.6.17 可決	8.6.17 可決			8.6.14 可決